

意見提出者	国際航業株式会社 空間情報推進本部
1. 項目	情報公開に関する規制緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	現時点は、情報公開法に基づき、開示請求を行えば、情報の閲覧・入手は可能であるものの、手続きに時間を要する。また、提供されたデータがデフォルメ（間引き）されている場合があり、情報をリアルタイムに入手し、分析・加工して再度提供することができない（例えば、気象データ、水象データ、海底地形データ、交通事故データ等）。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	行政機関の保有する情報の公開に関する法律 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	新たな情報通信技術戦略（高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部）で示された、“オープンガバメント等の確立”という方向性は歓迎される。当該施策の推進にあたって、観測・計測データを積極的に詳細なものを広く公開、提供するための、ルールや仕組みを構築する必要があると考えられる。なお、行政として当該データを、長期間蓄積し、最新データだけでなく、過去の情報も提供される必要があると考えられる。これらに基づき当該法、関係施行令等において、情報公開請求によらずとも、行政が能動的に二次利用可能な形式での情報の提供を行うように規定すべきである。